

平成28年度周南市介護老人保健施設事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度周南市介護老人保健施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 定員		
一般棟	60床	
通所	40人	
(2) 年間利用者予定数		
入所	21,535人	
通所	8,540人	
(3) 一日平均利用者数		
入所	59人	
通所	35人	
(4) 主要な建設改良事業		
介護老人保健施設建設改良事業	378千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	介護老人保健施設事業収益	360,597千円	
第1項	事業収益	350,571千円	
第2項	事業外収益	10,026千円	
	支	出	
第1款	介護老人保健施設事業費用	360,597千円	
第1項	事業費用	342,720千円	
第2項	事業外費用	17,376千円	
第3項	特別損失	1千円	
第4項	予備費	500千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額23,719千円は、過年度分損益勘定留保資金23,719千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款	資本的収入	36,063千円	
第1項	出資金	36,038千円	
第2項	その他収入	25千円	
	支	出	
第1款	資本的支出	59,782千円	
第1項	建設改良費	378千円	
第2項	企業債償還金	59,379千円	
第3項	投資	25千円	

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 事業費用と事業外費用及び特別損失の相互間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,613 千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,194千円である。

平成 28 年 2 月 24 日提出

周南市長 木村 健一郎